

議案第41号

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 梶 川 正 純

[REDACTED] 生

令和3年7月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第42号

教育委員会委員の任命について

次の者を松原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 田 中 祥 之

[REDACTED] 生

令和3年7月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第43号

固定資産評価員の選任について

次の者を松原市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 太 田 敏

[REDACTED] 生

令和3年7月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第44号

小川財産区管理委員の選任について

次の者を小川財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
[REDACTED]	松 本 展 章	[REDACTED]

令和3年7月7日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議会議案第4号

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年7月7日

提出者 松原市議会議員

鍋 谷 悟

篠 本 雄 翔

松 井 育 人

三 重 松 清 子

森 田 夏 江

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症が猖獗を極める中、経済的に苦しい状況にある保護者も多い。現在こそ無償化が切に求められる状況である。そのため、大阪市では、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の全面無償化を昨年より実施している。就学援助制度による対応とは異なり、全面無償化は、教員による給食費の徴収、管理が不要となり、現金管理を学校で行う必要がなくなる効果もある。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校中学校ともに無償化しているのは76自治体に留まる。コロナ禍により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体が多い。松原市も令和2年度から実施している無償化を、今後も実施する方針だが、他の自治体同様、財政的に決して余裕があるとはいえない。無償化を我が国全ての学校で実現するには、国家の関与が必要である。

よって、国においては、学校給食無償化を迅速に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年7月7日

松原市議会

議会議案第5号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年7月7日

提出者 松原市議会議員

鍋 谷 悟

篠 本 雄 翳

松 井 育 人

三 重 松 清 子

森 田 夏 江

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

1979（昭和54）年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985（昭和60）年、この条約を批准した。2021（令和3）年現在、189か国が批准している。

さらに1999（平成11）年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2021（令和3）年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2020」が153か国中121位に後退している。新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年7月7日

松原市議会